

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、静岡県知事から包括外部監査結果に基づく措置について通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年10月7日

静岡県監査委員	山下和俊
静岡県監査委員	松本早巳
静岡県監査委員	土屋源由
静岡県監査委員	木内満

1 包括外部監査の特定事件

令和6年度

「試験研究機関の財務事務等について」

2 措置の内容

別冊のとおり

令和 6 年度包括外部監査結果に基づく措置

注) 表中「監査結果」欄の見出し記号は、令和 6 年度包括外部監査結果報告書の記号を表記措置

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
G 全体共通事項						
意見	<意見 123> 電子県庁課／貸出簿の様式の見直し 公用USBメモリに限らず、紛失リスクが高いようなものを持ち出すような場合は、使用者以外の者によって返却されたことが確認され、そのことが記録に残るのが望ましい。 PCのモバイル化が進み、公用USBメモリの使用頻度や外部への持ち出しが減少しているため、運用手続を一律に重くすることは避けたいと思うが、各所管部署において、管理者等が返却の都度、あるいは、定期的に返却されていることを確認し、そのことを記録に残しやすいように、電子県庁課は、公用USBメモリの貸出簿の様式に返却確認欄を設けることなどの見直しを検討すべきである。	P160	措置完了	使用者以外の者による返却の確認を求めるよう、公用USBメモリの貸出簿の様式に「返却確認者」欄を追加した。 「情報機器の適正な管理及び新年度への引継ぎについて」（令和7年3月21日付けデ電第196号、管法第162号）により、この改正を周知するとともに、年度移行におけるUSBメモリの適正な管理を求めた。 さらに、「SDO端末におけるUSBデバイス取扱要領」を、上位の「「しずおかデジタル・オフィス」ネットワーク運用管理要領」に含めるよう改正した（令和7年4月1日付け）。	令和7年 3月	電 子 県庁課
G 全体共通事項						
意見	<意見 127> 管理方法の見直し 静岡県は、「情報提供の推進に関する要綱」（以下「要綱」）に基づき、「事務事業及び予算の執行実績」という資料（定期監査調査に準じて作成する資料）を県ホームページで公開している。当該資料を掲載するページは法務課が所管しているが、そのページに資料のファイルデータを掲載する作業は各所属が行うことになっており、要綱上、資料の公開時期は、「定期監査の実施日の属する月の翌月の初日」とされている。 しかし、今回の監査対象である農林技術研究所本所では、令和3年度から資料を掲載していなかった。また、同果樹研究センターに	P175	措 置 対応中	要綱で定める時期までにホームページに資料を掲載するよう、各部局総務課を通じて改めて周知した。 今後、監査受検所属リストを基に、定期的にデータ公開の管理を行う。	令和7年 9月	法 務 文書課

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
	については、ファイルは掲載しているものの、ファイルを開こうとするとエラーになり開けないという状況であった。 法務課は、情報公開のページで確実に公開がなされるように、公開される情報の管理方法について、見直す必要がある。					
G 全体共通事項						
意見	<意見 118> 周知と確認 ㊦「県有財産事務の手引」に、知的財産権の計上区分について明記する。 ① 知的財産権について、公有財産調査等において適切な区分で計上されているか確認し、必要があれば是正を指導する。	P155	措置完了	㊦「県有財産事務の手引き」の改定を行い、知的財産権の計上区分について明記した。 ① 公有財産調査で知的財産権の区分について確認し、必要があれば是正指導する。	令和7年 6月	行政 経営課 (旧資産 経営課)
意見	<意見 119> 周知と確認 ㊦ 電話加入権の全庁的な電子データを作成し、更新期限の確認を行う。 ① 定期的に電話加入権の更新について周知・注意喚起を行う。	P155	措置 対応中	㊦ 令和6年度末公有財産現在額報告時の回答結果を集約後、集約した電子データを全庁で共有し、定期的に更新手続きの実施状況等の照会を行うことで、更新漏れの発生を防止する。 ① ㊦の措置内容に示す照会時のほか、公有財産現在額報告照会時（毎年9月頃）にも更新に係る周知・注意喚起を行う。	令和8年 3月	行政 経営課 (旧資産 経営課)
F 環境衛生科学研究所						
意見	<意見 110> 休止している電話加入権の報告 資産経営課に提出する「報告内訳書」と「電話加入権現在高報告書」の記載内容の確認を徹底する必要がある。	P145	措置完了	令和7年3月の「令和6年度公有財産現在額報告」において11件の電話加入権すべてが休止していることを報告した。	令和7年 3月	総 務 企画課

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
意見	<意見 111> 遊休物品の整理と顕在化 遊休物品は、他の研究機関等への転用希望を確認する手続を行った上で、できるだけ専用の保管場所にまとめて保管し、難しい場合は、研究室内のデッドスペースに移動させ、研究室内の動線や作業効率を高めるような保管をすべきである。 また、遊休物品であることを現物でも物品台帳でも分かるようにして、物品台帳から廃棄予定リストを作成し、計画的に廃棄処理を進められるようにすべきである。 なお、遊休物品については、用度課に対して具体的な管理方法の検討と全庁への周知を提案する。	P146	措 置 対応中	夏期に年 1 回行う備品の現物確認において、遊休物品は備品リストにその旨記載するとともに各部で業務に支障のない場所に保管することとし、転用、廃棄等の処理を進める。 なお、全庁的な管理方法の指示があればそれに従う。	令和 7 年 8 月	総 務 企画課
意見	<意見 112> 電子顕微鏡の処分の検討 庁舎移転の際に、電子顕微鏡の更新の見込がどの程度あったのかは分からないが、結果的には、旧庁舎と一緒に処分し、無駄な移設費用は支出するべきではなかったように思われる。 また、有事に備えるという点では、電子顕微鏡を保有している他の試験研究機関との連携方法を具体的に検討する方が現実的である。 電子顕微鏡については、少なくとも 5 年以上使用実績が無く、コロナ禍という有事の際にも更新されなかった状況を考えると、具体的な更新計画がない限り、速やかに廃棄予算を確保し、処分すべきである。	P146	検討中	予算措置基の健康福祉部生活衛生局衛生課とも相談の上、R 8 年度当初予算化、R 8 年度廃棄に向け対応予定である。	令和 8 年 3 月	微生物 部
意見	<意見 113> 受払管理と現物確認の方法の見直し 財務事務管理的な観点からは、毒物・劇物など管理責任が強く求められるものと一般的な試薬類とで管理手続に強弱をつけて、リスク管理と効率性とのバランスをとることと、管理責任が強く求められる薬品の管理方法については、	P147	措 置 対応中	現在医薬食品部が行っている毒物の管理方法を、他の 3 つの研究部門と共有し、特に厳格な管理が必要な毒物等に関して、研究所全体として、実際の使用量（容量、重量）を記録することとする。	令和 7 年 9 月	医 薬 食品部

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
	研究所全体としてのレベル合わせをしておくことが重要である。 現状、毒物・劇物などについても、異常な払出や紛失があっても気付きにくい状況にあれば、管理手続の見直しが必要である。例えば、使用中の毒物・劇物については、使用の都度、使用前後の容器込みの重量を計測・記録し、定期的な残高確認でも容器込みの重量を計測するようなやり方などを提案する。					
意見	<意見 114> 預金管理の見直し ㊦ 科研費の口座が、研究課題ごとに作られていない。 ㊧ 預金出納簿への記載を入出金の都度行っていないため、往査時の通帳残高と出納簿残高が異なっている。 ㊨ 使用済みの古い預金通帳の処分ルールがない。 ㊦の科研費の管理口座については、後記 11 でも触れるが、複数の研究課題を 1 つの口座で管理するのであれば、研究課題別に出納簿を作成し、合計額が通帳残高と一致していることをいつでも確認できるようにしておくべきである。 その意味で、㊧については、入出金の都度、出納簿を記帳し、定期的に担当者の上長が確認した証跡を残すように見直すことを提案する。 ㊨については、書類の保存期間を参考にルールを設けることを提案する。	P150	措置 完了	㊦ 複数の研究課題を 1 つの口座で管理することが効率的であるため、研究課題別に出納簿を作成し、合計額を通帳残高と一致させておく。 ㊧ 入出金の都度、出納簿を記帳し、総務企画課長が確認する。 ㊨ 財務関係帳票と同様に 5 年経過後に処分する。	令和 7 年 5 月	総 務 企画課
意見	<意見 115> 最低持分割合等の事前協議 県の共同研究に対する貢献度や価値を評価する場合、化合物ライブラリーの提供に関する当研究所の貢献度については、研究で実際に使用された化学物質の価値で捉えるのではなく、PVC が所有する膨大な化合物ライブラリーを契約に基づき当研究所が提供するこ	P153	措 置 対応中	化合物提供に係る持分割合については、共同研究の内容や進捗状況等によって大きく変動するため事前に定めることは容易ではないが、必要に応じて、化合物ライブラリーの提供に関する当研究所の貢献度も踏まえ、関係者と協議を行うことと	令和 8 年 2 月	医 薬 食品部

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内 容	報告書の 該当ページ				
	とに何らか考慮しても良いと考えられる。 化合物提供に係る持分割合については、共同研究の内容や進捗状況等によって大きく変動するため事前に定めることは容易ではないが、関係者との協議等の検討はすべきである。			する。		
意見	<意見 116> 運用の見直し 指針がある以上、それを遵守し、指針に見直すべき点があれば、指針の見直しをするべきであった。 なお、経済産業部が所管する試験研究機関においても同様の指針があり、指針の見直しを提案する。	P153	措置完了	経済産業部の同様指針の見直しを参考に、指針を見直し、複数の研究課題を1つの口座で管理できるようにした。	令和7年 5月	総 務 企画課
意見	<意見 117> 運用実態の確認と規定の見直し 運用実態を確認し、間接経費に関する規定と運用の見直しをすべきである。	P153	措置完了	間接経費については研究にかかる共通の経費である光熱水費に充当しているため、「静岡県環境衛生科学研究所における競争的資金に係る間接経費の使用に関する方針」に明記するほか関連する規定等の所要の見直しを行った。	令和7年 5月	総 務 企画課
B 農林技術研究所						
意見	<意見 001> わさび品種の種苗の分散保管 わさび品種の種苗は、当研究科がこれまで積み上げてきた研究の成果であり、周辺の研究拠点で分散保管するなどの対策を検討すべきである。	P59	検討中	わさびの遺伝資源は、わさび生産技術科及び2か所のわさび田で植物体を、事務所内複数の保管庫で種子を保存している。 災害時等の紛失を考慮し、伊豆農業研究センター生育・加工技術科での株保存を行うとともに、他の研究施設における種子保存について検討する。	令和8年 3月	わさび 生 産 技術科

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
意見	<意見 002> 技能員の業務内容の記録化と採用計画の検討 技能員が行っている業務をリストアップした上で、特に、当職員しか行っていないものについては、作業のノウハウを記録に残し、組織のノウハウに変える必要がある。 また、技能員の年齢を考慮すると、一時的に人員が過剰になっても技能員をもう1人採用し、後継者の育成を進めるような計画を本庁の所管課と連携して人事課等と具体的に協議すべきである。	P61	措置完了	業務内容の記録化については、作業日誌に準備や工程等の作業ノウハウを記録し、マニュアル化した。 人員増は困難であるが、技能員の年齢を考慮し、技術を有する後継者の確保に向け、本庁所管課や森林・林業局と協議を進め、募集を開始した。	令和7年 7月	森林・林業研究センター
意見	<意見 003> 圃場予定地の改修案の検討 当センターとしては、静岡市との協議が円滑に進むように、圃場予定地の改修案をいくつか想定した上で、それぞれの改修案における必要条件や圃場としての活用方法などをできるだけ具体的に検討しておくことが重要である。	P61	措置対応中	代替圃場の確保方法について、圃場予定地の改修だけでなく、試験の規模や継続性、作業性、効率性を考慮した複数案を県庁所管課と検討している。	令和8年 3月	果樹研究センター
意見	<意見 004> 耐震対策の検討 レイアウトの見直しや飛散防止フィルムの導入などを検討すべきである。	P62	措置完了	耐震対策として、事務室の書庫のガラス扉に飛散防止フィルムを貼付した。	令和7年 5月	果樹研究センター
意見	<意見 005> ドラフトチャンバー・スクラバーの修繕計画 ドラフトチャンバーやスクラバーは、有害ガスや悪臭ガスが発生する研究から研究員を守るために必要不可欠な機器類である。 昨年度は対処療法的に排気ファンを1台だけ修繕するにとどまったが、今後は、研究活動の継続と、総支出額の抑制の両立を図るように、まとめてやった方が良いものと分割してできるものを峻別した修繕計画を策定し、計画的に更新を進めるべきである。 なお、ドラフトチャンバーを設置している壁面や天井にアスベストが使用されている場合は、解体・撤去工事の期間や費用も大きく変わる可能性があるため、アスベストの使用状況についても確認をしておくべきである。	P62, 63	措置完了	排気ファンについては、令和7年度に3台更新、令和8年度に3台更新する計画を策定した。今後は策定した計画に基づき修繕を実施する。 また、アスベストについては、工事の際に検査を行うことになっており、使用があった場合に対応する予算も措置済みである。	令和7年 5月	農林技術研究所(本所)

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
意見	<意見 006> 研究所の役割を果たすための設備更新 農林技術研究所に期待される役割の1つに、農業生産者の高齢化・人材不足への対策として、栽培方法の省力化の研究や、省力栽培に対応した品種の開発がある。 温室の自動調整機能は、栽培方法の省力化を研究する上で基礎的な条件だが、このような基礎的条件が整っていない状況では、本来、期待される研究活動も制約を受けることになる。 温室の更新には、多額の費用がかかるので、研究活動を現状設備でできる範囲にとどめ、積極的な投資はしないのか、研究所として果たすべき役割に見合う投資をしていくのか、方針を明確にした上で、温室の更新を検討すべきである。	P63	検討中	研究所への今後の投資については、研究所の役割を踏まえ、県庁所管課と協議して検討していく。並行して、県として取り組むべき研究・技術開発を推進するため、外部資金等を活用して可能な限り温室等機能の充実を図っていく。	令和9年 3月	伊豆農業 研究セ ンター ・ わさび 生 産 技術科
意見	<意見 007> 修繕のための計画立案 本館は、当センターの正面入口に設置され、大会議室は、外部の木材・林業関係者の会議や研修にも利用されており、できるだけ今の外観や内装の雰囲気を残せるように修繕計画を検討できれば良いと思う。 一方で、木材実験棟や機械実験棟は、本館の裏手にあり、外観よりも作業効率や安全性を優先し、中にある機器類・備品類を整理し、不用品を処分した上で、積極的に保全を図る部分とそうでない部分のメリハリをつけて修繕計画を検討すべきである。	P64	措 置 対応中	本館及び研究棟は令和3年度に劣化診断を行っており、長寿命化のため計画的に修繕を行っている。 木材実験棟、機械実験棟及び作業棟については、不用となった物品等の処分を進めている。また、利用の目的や方法が時代とともに変化しているため、ニーズに応じて維持修繕を検討する。	令和8年 3月	森林・ 林 業 研究セ ンター
意見	<意見 008> 特許権等の計上区分の見直し 農林技術研究所（本所）、茶業研究センター、果樹研究センターの3拠点は、現在、保有している特許権等について、他者への使用許諾等の可能性を検討し、その可能性が明らかでない、という積極的な判断ができない限り、特許権等の計上区分を「普通財産」に変更すべきである。	P66	措 置 対応中	特許権等の無体財産について、「普通財産」への変更手続きを進めている。	令和8年 3月	農林技術 研究所 (本所) ・ 茶 業 研究セ ンター ・ 果 樹 研究セ ンター

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
意見	<意見 009> 研究室内の整理状況の確認・指導 研究所の幹部職員が、定期的に、安全面や作業効率の面から研究室の整理状況を確認・指導するような取組をすべきである。	P66	措置 対応中	今後、企画調整部長や研究統括官等の管理職により、年2回の定期的な確認・指導を行っていく。	令和8年 3月	農林技術 研究所 (本所)
意見	<意見 010> 本所への異動状況の報告 現物確認の際に、設置場所の異動状況を確実に磐田市の本所に連絡し、修正されたことを確認するべきである。	P67	措置 完了	設置場所の異動があった場合には、確実に本所総務課に連絡し、修正確認をするよう、職員に周知した。	令和7年 6月	伊豆農業 研究セ ンター ・ わさび 生 産 技術科
意見	<意見 011> 将来の処分を考慮した物品番号の発番 将来、個別に処分される見込みが高いものは、一括ではなく、個別に物品台帳に計上すべきである。 特に、ノートパソコンは、汎用性があり、換金可能性も高いので、個別番号で管理すべきである。	P67	措置 完了	ノートパソコンについて、台帳上、個別番号で管理するように措置した。	令和7年 5月	次世代 栽 培 システ ム 科
意見	<意見 012> 物品台帳への情報の登録 県の正式な財産記録は財務会計上の物品台帳なので、財務会計システムの物品台帳に正しい保管場所を登録すべきである。 ただし、当センターは、現在、本館のリニューアル工事によって備品の移動が多く、使い勝手の良い備品リストでなければ業務負荷がかかるのであれば、当面、備品リストに異動情報を集約して、新しい本館への移設後に、まとめて財務会計システムの物品台帳に保管場所の変更登録をすることは容認され则认为する。 財務会計システムの物品台帳では入力が難しい管理用のコメントを残すために備品リストの備考欄を使用しなければならないような事情があれば、次世代栽培システム科の備品リストを参考にしても良いと考える。	P67, 68	措置 完了	令和6年度までに完了した事業の備品については、財務会計システムに登録済みである。 備品の移動はあるが、管理できる範囲なので、都度登録する。	令和7年 5月	茶 業 研究セ ンター

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
意見	<意見 013> 物品台帳の備考欄の記載内容の見直し 備考欄の内容が規格名称と重複するものについては、適宜、修正を行い、備考欄の有効活用を検討すべきである。	P69	措置完了	新規取得物品については、車両の納車日や更新前の車両等特記事項を記載している。過去に取得したものについては、点検の上で修正を行った。	令和7年 5月	森林・林業研究センター
意見	<意見 014> 全件確認の徹底と実施記録の確認・保存 毎年、全件確認が行われていなかった（又は、その疑いのある）研究拠点については、長期間、物品台帳との照合が行われていない備品も多数あることが推察され、実際に全件確認を行うと、物品台帳上の保管場所と実際の保管場所が合わず、所在が分からないものが出てくる可能性が高い。 研究拠点内において、全件確認を徹底し、総務担当者等が実施記録（現物を確認したものを備品リストにチェックをしたもの）を回収、確認、保存するような手続の見直しが必要である。 なお、例外的に容認される循環確認の導入を検討する場合には、確実に全件確認を実施していることを事後検証した上で実施すべきである。 循環確認については、用度課に対して、具体的な実施方法の検討と全庁への周知を提案する。	P70	措置対応中	全件確認の実施状況の記録について、確認・保存を確実に行うようにする。 茶業研究センターの一部の物品については、建物移転に合わせて実施していく。	令和9年 3月	農林技術研究所（本所） ・茶業研究センター ・果樹研究センター ・わさび生産技術科
意見	<意見 015> 遊休物品の整理と顕在化 使用見込みのない機器類は、他の研究機関等への転用希望を確認する手続を行った上で、できるだけ専用の保管場所にまとめて保管し、難しい場合は、研究室内のデッドスペースに移動させ、研究室内の動線や作業効率を高めるような保管をすべきである。 また、遊休物品であることを現物でも物品台帳でも分かるようにして、物品台帳から廃棄予定リストを作成し、計画的に廃棄処理を進められるようにすべきである。 なお、遊休物品については、用度課に対して具体的な管理方法の検討と全庁への周知を提案する。	P70, 71	措置対応中	使用見込みのない備品等について、一部は他の所属へ管理換えを行ったほか、通路等に置かれていた不用決定済みの備品は廃棄等処分した。 今後は、他の研究機関等への転用希望を確認した上で、適切に保管し、計画的な廃棄処理を行う。 また、遊休物品の管理方法については、全庁方針に従い対応する。	令和9年 3月	農林技術研究所（全施設）

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
意見	<意見 016> 廃棄処分の実施 都道府県はフロンガスの排出抑制や管理を進める立場にあり、長期間、廃棄を先延ばししているのは望ましくない。速やかに恒温庫の廃棄費用を予算化し、廃棄処理をすべきである。	P71	検討中	所内を調査し、早期に廃棄処分できるよう、予算要求を検討する。	令和8年 3月	伊豆農業 研究セ ンター
意見	<意見 017> 先進的な研究機器等に対するリース契約の検討 研究のニーズが変わる可能性が高いものや研究機器の性能が年々進化しているような機器については、機械の物理的耐用年数ではなく、機能的耐用年数で購入すべきか、リース契約で更新させていくべきかを比較検討すべきである。 一般的には、研究機器は、汎用性が低く、転用が難しく、金利を除くリース料総額と取得価額がほぼ同じになりやすい。しかし、機械メーカーにとっても最新鋭の機器を研究所に提供するメリット（PR効果や量産機の販売、量産機開発のデータ収集）があるようなものについては、メーカーに対してリース契約の条件を提案することも検討すべきである。	P71, 72	措 置 対応中	高額備品の整備に当たってはリース契約も含め検討している。 今後は、リース契約の可否の検討を義務づける金額等条件について、検討を行う。	令和8年 3月	農林技術 研究所 (全施設)
意見	<意見 018> 管理方法の標準化 研究所の幹部が定期的に研究室を巡回し、管理方法の違いを把握するとともに、研究所全体としてのレベル合わせを行うような取組をすべきである。 研究科によって、取り扱う薬品の質や量も異なるので、必ずしも、統一化を求めるものではないが、研究所として、最低限、守るべきルールや管理手続のレベルを明確にして、管理帳票の様式の標準化なども検討すべきである。	P72	措 置 対応中	研究室の整理状況の定期的な指導・確認に合わせ、試薬についても保管・管理の状況を実地で確認していく。 今後、管理表の標準様式を示して、統一化を図る予定である。	令和8年 3月	農林技術 研究所 (本所)
意見	<意見 019> 耐震対策の見直し 薬品の保管に関する安全確保や耐震対策という点については、研究所としてレベル合わせをすべきである。	P72	措 置 対応中	薬品の保管時の安全対策については、落下・転倒防止のための仕切り板やトレイの設置等について早急に実施する。	令和7年 9月	農林技術 研究所 (本所)

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ	措 置 対応中	措 置 対応中	令和 9 年 3 月	茶 業 研究セ ンター
意見	<意見 020> 保管状況の見直し 新庁舎への移設に併せて、保管庫内の耐震対策を検討すべきである。 また、毒物・劇物の区分保管を徹底すべきである。	P73				
意見	<意見 021> 不用品品の処分と保管状況の見直し 不用な薬品は整理・処分した上で、保管庫内の耐震対策を検討すべきである。	P73				
意見	<意見 022> 全研究拠点／薬品リストの点検と見直し 受払管理と現物確認の方法の見直しに合わせて、各研究科の薬品リストの書式も比較検討すべきである。 研究所として標準的な書式を決めた上で、必要に応じて、各研究科が記載項目を追加するような方法が良いと考える。	P74				
意見	<意見 023> 毒物・劇物の区分追加 薬品使用簿（一覧表）は、毒物・劇物の区分を設け、何が毒物・劇物なのかが明確に分かるようにしておくべきである。	P74				
意見	<意見 024> 受払管理と現物確認の方法の見直し 財務事務管理的な観点からは、毒物・劇物など管理責任が強く求められるものと一般的な試薬類とで管理手続に強弱をつけて、リスク管理と効率性とのバランスをとることと、管理責任が強く求められる薬品の管理方法については、研究所全体としてのレベル合わせをしておくことが重要である。 現状、毒物・劇物などについても、異常な払出や紛失があっても気づきにくい状況にあれば、管理手続の見直しが必要である。例えば、使用中の毒物・劇物については、使用の都度、使用前後の容器込みの重量を計測・記録し、定期的な現物確認でも容器込みの重量を計測するようなやり方などを提	P76				
				新棟においては耐震対策がされた保管庫内にて適正に保管している。新製品研究棟においては不要となった薬品の廃棄から順次、整理を始めていく。		
				令和 6 年度に 11 薬品を処分するなど整理を進めている。 薬品庫の耐震対策については、職員により転倒防止対策を実施する。	令和 8 年 3 月	森林・林 業 研究セ ンター
				各センターや研究科のリスト書式を比較検討し、標準的な書式を定めることとする。 特に毒物・劇物については、区分を明確にし、保管・管理を行う。	令和 8 年 3 月	農林技術 研究所 (全施設)
				薬品使用簿（一覧表）に毒物・劇物の表示を行う。	令和 8 年 3 月	森林・林 業 研究セ ンター
				毒物・劇物については、国からの通知により在庫数量の把握が求められている。 現状は、定期的な在庫管理に加えて、使用の都度、受払簿に記入することとなっているが、対応にばらつきがあるため、計測方法を含め指針を提示し、在庫管理の徹底を図る。	令和 8 年 3 月	農林技術 研究所 (全施設)

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
	案する。					
意見	<意見 025> 不使用薬品の顕在化と整理 薬品は、経年劣化しないとしても、不要なものは処分して、保有リスクや管理工数を減らすべきである。不要かどうかの最終判断は、現場担当者の判断に委ねるとしても、研究拠点単位で使用実績がない薬品を対象に定期的に処分すべきかどうかの検討を行うことが重要である。 そのためには、使用実績を確認できることが必要になるが、担当者の記憶に頼るのではなく、記録から所属長や総務課の職員などにも使用状況が分かるようにすることも重要である。ただし、保有リスクや管理工数を減らすことが目的なので、例えば、保有リスクが高い毒物・劇物などは受払簿を作成する、一般試薬は、ほとんど使われていないと思われる薬品を選定して保管場所も区分して、その保管場所にある薬品については使用した時に使用簿や薬品リストに使用日を記録するなど、対象を絞り込むことを提案する。	P77	措置 対応中	これまでも使用状況に基づき不使用薬品の処分を実施してきたが、判断は現場の担当者に任せてきた。今後、各センターや研究科のリスト書式を比較検討し、標準的な書式を定めるとともに受払管理の徹底を図ることで、不要薬品の顕在化を図る。 また、薬品リストの共有化を図り、各科間での効率的利用も推進する。 さらに、薬品庫の中でリスクが高い薬物と一般試薬等を区分して管理していく。	令和8年 3月	農林技術 研究所 (全施設)
意見	<意見 026> 古い預金通帳の処分 使用済みの通帳は、保管期間・廃棄ルールを決めて機械的に処分し、金庫内は本当に重要な物が把握しやすいように整理して保管すべきである。	P78	措置 完了	保管期間は5年間であったため、5年を超えた通帳は処分決定し廃棄した。 今後もルールに則り対応する。	令和6年 12月	農林技術 研究所 (本所) ・ 森林・ 林業 研究 センター
意見	<意見 027> 郵券の管理方法の見直し 郵券の保有による紛失リスクと管理事務を減らすために、使用時に必要分だけ購入し、できるだけ手元に保有しないようにしている研究拠点もあり、当研究所もそれに倣うべきである。 現在保有しているものについては、できるだけ早期に使い切ることを検討するとともに、使用見込みのないものについては、封筒に封印の上、金庫に保管するなどして、紛失の防止と毎月の残高確認	P78, 79	措置 完了	少額（10円未満）の切手を優先して使用し、使い切った。 今後は、原則として、使用時に必要分を購入することとした。	令和7年 3月	農林技術 研究所 (本所) ・ 茶業 研究 センター

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
	の簡便化を図ることを検討すべきである。					
意見	<意見 028> 販売記録の残し方 本来の売上金額と回収した現金に不一致が生じた場合には、実際の現金回収額を売上金額とせざるを得ないが、販売する前の商品の数量に単価を乗じた理論上の販売金額を確認しておき、不一致がないことを記録に残し、現金日計表と併せて、上席者の確認の証跡を残すべきである。	P80	措置完了	今後は、「生産報告及び生産物売払調書」に売払い前の数量及び価格を補記し、本来あるべき売払い価格と実際の売払い価格に不一致がないことを明確にした上で決裁を受けることとした。	令和7年 6月	農林技術 研究所 (本所)
意見	<意見 029> 販売記録の残し方 生産物の販売価格は、買取価格が公表されている買手を除き、当センターとしての販売予定単価の算定と上席者の承認の記録を残すべきである。	P80	措置完了	令和6年8月分から販売予定単価の算定資料を作成し、上席者による確認の記録を残している。	令和6年 8月	果 樹 研究セ ンター
意見	<意見 030> 上席者の確認記録 当センターで生産される茶葉は、栽培研究の結果、副次的に生まれるものであるが、県の財産である以上、研究に利用されたものの、廃棄されたもの、販売されたものが、それぞれどれだけあったのかを集計し、その内容を上席者が確認したことも記録に残すべきである。	P80	措置完了	数量を把握し、生産の都度、上席者が確認して記録を残すこととした。	令和7年 3月	茶 業 研究セ ンター
意見	<意見 031> 上席者の確認記録 当センターで生産される果樹は、栽培研究の結果、副次的に生まれるものであるが、県の財産である以上、研究に利用されたものの、廃棄されたもの、販売されたものが、それぞれどれだけあったのかを集計し、その内容を上席者が確認したことも記録に残すべきである。	P81	措置完了	令和6年8月分から生産物受払簿を作成し、上席者による確認の記録を残している。	令和6年 8月	果 樹 研究セ ンター
意見	<意見 032> 受託料算定の算定基礎の見直し 受託料収入の算定基礎と県収入証紙で徴収する機器使用料収入等の算定基礎との不整合には合理性がない。試験研究機関は、民間受託研究の受託料収入についても、基本的には利用者に人件費や減価償却費の負担を求めるように本庁の各所管課、その他関係部署と連	P82	措 置 対応中	受託料収入の算定基礎となる間接経費について、人件費や減価償却費を包括するものとして算定方法を見直し、令和8年度から研究所受託料算定基準を改定する。	令和8年 3月	農林技術 研究所 (全施設)

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
	携して、県の統一的な考え方を見直すべきである。					
意見	<意見 033> 契約書ひな型の見直し 県が締結する委託契約では、原則として再委託が禁止されている。その理由は、責任の所在が不明確になるからであり、公費を使っている以上、契約の適正性を担保することが重要である。 共同研究の場合、実務的に再委託が起こりにくいとしても、契約の都度、再委託についても意識する必要がある。 共同研究の契約書のひな型には、任意の記載項目として、「無断で第三者への委託することの禁止」に係る規定を設けておき、契約の都度、当該規定を残すべきか、削除すべきかを判断するように見直すべきである。	P83	措置完了	契約書のひな型に「無断で第三者へ委託することの禁止」を追加し、再委託の可否については契約の都度見直すこととした。	令和7年 5月	森林・ 林業 研究セ ンター
意見	<意見 034> 運用の見直し 「静岡県経済産業部が所管する試験研究機関における個人向け競争的研究資金の取扱指針」（以下、「指針」とする）では、科研費は、研究課題毎に管理する口座を開設し、終了後は口座を解約することになっている。 当研究所（本所）では、一時期は、終了後も口座を解約しないまま残すなど、指針どおりの運用ができていなかったが、途中から研究課題毎に口座を開設して管理をするように見直しが行われていることを確認した。 指針がある以上、それを遵守し、指針に見直すべき点があれば、所管課に指針の見直しを求めべきであった。 指針を所管する産業イノベーション推進課に対しても、指針の見直しと試験研究機関への運用の周知を提案する。	P83	措置完了	所管する産業イノベーション推進課において「取扱指針」が令和7年3月に改訂されたため、同指針を遵守する。	令和7年 3月	農林技術 研究所 (本所)
意見	<意見 035> 業務手続と確認手続の見直し 農林技術研究所（本所）は、約3年間にわたって要綱に規定されている手続が漏れていることが見過ごされていたことについて、そ	P84	措置完了	農林技術研究所（本所）では「事務事業及び予算の執行実績」を公開した。 今後は、担当者が要綱どおり手続を進めるこ	令和6年 12月	農林技術 研究所 (本所) ・ 果樹 研究セ

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
	の原因を分析し、所管する総務課での業務手続と確認手続を見直す必要がある。 果樹研究センターは、情報データの掲載をやっていたわけではなく、不完全で、実質的にはやっていたのと同じであることから、確認手続を見直す必要がある。			ととして、担当者を明確にした。 果樹研究センターではPDF ファイルが開けなくなっていたものを修正した。 今後は、担当者がデータを掲載後、複数の職員により確認手続を行うこととした。		ンター
意見	<意見 036> 遅延報告の徹底 理由書の作成と、上席者による確認を徹底するべきである。	P84	措置完了	旅費の遅延がないよう全職員に対し指導を徹底するとともに、遅延した場合は理由書の作成を徹底することとした。	令和6年 12月	茶 業 研究セ ンター ・ 果 樹 研究セ ンター
C 畜産技術研究所						
意見	<意見 037> 水と重油の確保方法の検討とBCPへの明記 非常時の水や重油の確保について、具体的な方法を検討しておく、BCPにも手順を明記しておくべきである。	P85	検討中	地域で唯一重油を取り扱っている業者と調整し、連絡先や発注方法を確認するとともに、富士宮市と調整し、市の水源からの水の供給方法をマニュアル化し、職員全員で共有する。	令和8年 3月	畜産技術 研究所 (本所)
意見	<意見 038> 水の確保方法の検討とBCPへの明記 非常時の水の確保について、菊川市などと災害時の対応を協議し、具体的な対策を検討し、BCPにも手順を明記しておくべきである。	P85	検討中	菊川市との協議内容及び独自で確保する手段等について所属内で検討中である。 措置実施後はBCPに記載する方向で検討している。	令和8年 3月	中小家畜 研究セ ンター
意見	<意見 039> 設備の修繕 劣化状況を日々監視していても、経年劣化による不調に対して更新が必要なレベルなのかどうかを見極めるのが困難なケースや突然作動しなくなるようなケースもあると思われる。故障すると研究所の日常業務に大きく支障が出るような設備については、本庁の所管課や資産経営課などと事前協議し、監視保全ではなく、計画保全として更新年数をあらかじめ定めて計画的に更新を進めるような方法を検討することを提案する。 また、豚舎の全面的な更新には、多額の費用がかかるので、研	P86, 87	検討中	関係各課との協議を行い、所属として計画的な更新・整備を要望することを検討中である。	令和8年 3月	中小家畜 研究セ ンター

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
	究活動を現状設備でできる範囲にとどめ、積極的な投資はしないのか、研究所として果たすべき役割に見合う投資をしていくのか、方針を明確にした上で、更新計画を検討すべきである。					
意見	＜意見 040＞ 技能員の育成 ベテラン技能員がやっている業務の中で、特定の人しかやっていない業務について、その作業内容や手順を記録するとともに、他の人ができるようにしておくべきである。	P87	措置 完了	現場で培われた技術が若手技能員に継承されるよう、マニュアル等の作成・掲示や、定期的な勉強会・意見交換等を通じて技術レベルの統一化を図っている。	令和 7 年 6 月	畜産技術 研究所 (本所) ・ 中小家畜 研究セ ンター
意見	＜意見 041＞ 設備の更新計画の見直し 技能員と会計年度任用職員の労務負担に大きく影響する設備を抽出し、更新計画の優先順位に反映させておくべきである。	P88	検討中	関係各課と協議を行い、更新計画の優先順位に反映させることを検討している。	令和 8 年 3 月	畜産技術 研究所 (本所) ・ 中小家畜 研究セ ンター
意見	＜意見 042＞ 自家発電装置の更新の予算化 機械の実際使用可能期間は、税法上の耐用年数通りではないし、自家発電装置は日常的に使用するものではないので、更新時期の見極めはかなり難しいが、緊急時に使用できなければ、意味がない。 耐用年数を大幅を超えていて、不調があれば、外部の専門家にも確認した上で、早期に更新を予算化すべきである。	P88	措置 完了	令和 7 年 2 月に老朽化していた蓄電池を交換した。 定期的に試運転を行い、設備の異常の有無等を確認することで、緊急時に使用できなくなるリスクを軽減する。	令和 7 年 2 月	畜産技術 研究所 (本所)
意見	＜意見 043＞ 雨漏りの原因調査 原因不明の雨漏りの放置は、庁舎の劣化につながるため、早期に原因を確認し対策を取るべきである。	P89	措 置 対応中	実施予定の外壁工事の一環で雨漏り対応をすることとしていたが、外壁工事の実施が先送りとなったため、令和 8 年度中の措置を予定している。	令和 9 年 3 月	中小家畜 研究セ ンター
意見	＜意見 044＞ 確認体制の見直し 資産経営課に増減を報告する際には、例えば、研究統括官が台帳や現在額報告書の内容の確認を行うなどの見直しをすべきである。	P89	措置 完了	特許権等について現在額を資産経営課に報告する際には、産業イノベーション推進課が作成している保有特許権等のリスト等と照合して確認することとした。	令和 7 年 3 月	畜産技術 研究所 (本所)

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
意見	<意見 045> 特許権等の計上区分の見直し 中小家畜研究センターは、現在、保有している特許権等について、他者への使用許諾等の可能性を検討し、その可能性が明らかでない、という積極的な判断ができない限り、特許権等の計上区分を「普通財産」に変更すべきである。	P90	措置完了	特許権等の計上区分を「普通財産」に変更した。	令和7年 3月	中小家畜研究センター
意見	<意見 046> 管理する樹木の整理 樹木の維持管理は、樹木を所管する研究拠点が責任をもって行うことが求められる。したがって、研究拠点において、樹木の維持管理が難しいのであれば、危険性の排除の観点から、危険性の高いものや、その不安があるものを積極的に伐採し、管理対象を削減することなども検討すべきである。 研究拠点及び本庁所管課、所管部経理課等が、今後の樹木の維持管理の在り方や予算確保について協議することを提案する。	P90	措 置 対応中	接触により電話線や電線を切断するリスクが高い樹木についてリスト化しており、今後、定期的に状況を把握するとともに、計画的に伐採を進めていく。	令和8年 3月	畜産技術研究所 (本所)
意見	<意見 047> 全件確認の徹底と実施記録の確認・保存 毎年、全件確認が行われていなかった（又は、その疑いのある）研究拠点については、長期間、物品台帳との照合が行われていない備品も多数あることが推察され、実際に全件確認を行うと、物品台帳上の保管場所と実際の保管場所が合わず、所在が分からないものが出てくる可能性が高い。 研究拠点内において、全件確認を徹底し、総務担当者等が実施記録（現物を確認したものを備品リストにチェックをしたもの）を回収、確認、保存するような手続の見直しが必要である。 なお、例外的に容認される循環確認の導入を検討する場合には、確実に全件確認を実施していることを事後検証した上で実施すべきである。 循環確認については、用度課に対して、具体的な実施方法の検討と全庁への周知を提案する。	P91	措 置 対応中	台帳に登載された各備品の外観や備品シールの貼付状況等を写真に記録し、台帳と紐付ける取組を進めているところであり、このような取組を通じて備品の所在や状態を確実に把握できるようにする。	令和8年 3月	畜産技術研究所 (本所) ・ 中小家畜研究センター

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
意見	<意見 048> 遊休物品の整理と顕在化 使用見込みのない機器類は、他の研究機関等への転用希望を確認する手続を行った上で、できるだけ専用の保管場所にまとめて保管し、難しい場合は、研究室内のデッドスペースに移動させ、研究室内の動線や作業効率を高めるような保管をすべきである。 また、遊休物品であることを現物でも物品台帳でも分かるようにして、物品台帳から廃棄予定リストを作成し、計画的に廃棄処理を進められるようにすべきである。 なお、遊休物品については、用度課に対して具体的な管理方法の検討と全庁への周知を提案する。	P92	措 置 対応中	遊休物品については、他所属への転用や廃棄等を行うまでの間、所内での保管が必要であるが、作業動線や使用中の資機材の保管等に影響が及ばないように、保管状況を点検し、改善を図る。 また、物品台帳等を活用し、廃棄対象であることが容易に把握できるようにする。	令和 8 年 3 月	畜産技術 研究所 (本所) ・ 中小家畜 研究セ ンター
意見	<意見 049> 管理方法の標準化 研究所の幹部が定期的に研究室を巡回し、管理方法の違いを把握するとともに、研究所全体としてのレベル合わせを行うような取組をすべきである。 研究科によって、取り扱う薬品の質や量も異なるので、必ずしも、統一化を求めるものではないが、研究所として、最低限、守るべきルールや管理手続のレベルを明確にして、管理帳票の様式の標準化なども検討すべきである。	P92, 93	措置 完了	毒物・劇物については、薬品が保管されている研究室や薬品庫ごとに帳簿を備え付けて受払いを管理している。	令和 7 年 8 月	畜産技術 研究所 (本所)
意見	<意見 050> 耐震対策の見直し 薬品の保管に関する安全確保や耐震対策という点については、研究所としてレベル合わせをすべきである。	P93	措 置 対応中	幹部職員による保管場所の巡回や各科担当者の意見交換等により、改善点を把握し、所としてのレベルを平準化する。	令和 8 年 3 月	畜産技術 研究所 (本所)
意見	<意見 051> 保管状況の見直し 床にそのまま薬品の容器を置くのではなく、液溜めトレイの中に保管するなど、薬品室内の動線と安全性も確保すべきである。	P93	措置 完了	床上の薬品は棚内に保管場所を移動した。	令和 7 年 4 月	中小家畜 研究セ ンター
意見	<意見 052> 受払管理と現物確認の方法の見直し 財務事務管理的な観点からは、毒物・劇物など管理責任が強く求められるものと一般的な試薬類とで管理手続に強弱をつけて、リスク管理と効率性とのバランスをとることと、管理責任が強く求められる薬品の管理方法については、	P94	措 置 対応中	毒物・劇物については、各保管場所に受払簿を備え付けて利用の都度記録しており、所属長等が確認できるようになっている。 試薬類ごとに管理に強弱をつけるなど、薬品の管理方法を所属内で検討	令和 8 年 3 月	畜産技術 研究所 (本所) ・ 中小家畜 研究セ ンター

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
	研究所全体としてのレベル合わせをしておくことが重要である。 現状、毒物・劇物などについても、異常な払出や紛失があっても気付きにくい状況にあれば、管理手続の見直しが必要である。例えば、使用中の毒物・劇物については、使用の都度、使用前後の容器込みの重量を計測・記録し、定期的な現物確認でも容器込みの重量を計測するようなやり方などを提案する。			中である。		
意見	<意見 053> 不使用薬品の顕在化と整理 薬品は、経年劣化しないとしても、不要なものは処分して、保有リスクや管理工数を減らすべきである。不要かどうかの最終判断は、現場担当者の判断に委ねるとしても、研究拠点単位で使用実績がない薬品を対象に定期的に処分すべきかどうかの検討を行うことが重要である。 そのためには、使用実績を確認できることが必要になるが、担当者の記憶に頼るのではなく、記録から所属長や総務課の職員などにも使用状況が分かるようにすることが望ましい。ただし、保有リスクや管理工数を減らすことが目的なので、例えば、保有リスクが高い毒物・劇物などは受払簿を作成する、一般試薬は、ほとんど使われていないと思われる薬品を選定して保管場所も区分して、その保管場所にある薬品については使用した時に使用簿や薬品リストに使用日を記録するなど、対象を絞り込むことを提案する。	P95	措置完了	1年に1回、一斉点検等を通じて使用見込みのない薬品の実態を把握する。 毒物・劇物については、各保管場所に受払簿を備え付けて利用の都度記録しており、所属長等が確認できるようになっている。 その他の試薬については、保管場所を決めて、所在を確認できるようにしている。	令和7年 8月	畜産技術研究所（本所） ・ 中小家畜研究センター
意見	<意見 054> 返却確認と定期的な現物確認の徹底 返却時に第三者による確認とそのことを貸出簿に記録すること、定期的な現物確認をすることを徹底すべきである。 また、日常的に使用される数に比べて、付与されている数が多いようであれば、例えば、過剰分を金庫内に保管しておくことなども併せて提案する。	P95	措置完了	貸出時と返却時に、USB現物と貸出簿の氏名及び日にちを総務課長が突き合わせて確認するようにした。	令和6年 10月	畜産技術研究所（本所）

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
意見	<意見 055> 古い預金通帳の処分 使用済みの通帳は、保管期間・廃棄ルールを決めて機械的に処分し、金庫内は本当に重要な物が把握しやすいように整理して保管すべきである。	P96	措置完了	使用済みの通帳は、記帳最終取引日の属する年度を基準に、5年経過した時点で廃棄することとした。 金庫内は、保管内容一覧表により管理する。	令和7年 3月	中小家畜 研究セ ンター
意見	<意見 056> 郵券の管理方法の見直し 本所は、年1回だけ残高確認をしているが、金券は紛失リスクが高いので、もう少し確認回数を増やすことや、使用見込みのないものについては、封筒に封印の上、金庫に保管するなどして、紛失の防止と残高確認の簡便化を図ることを検討すべきである。 一方、中小家畜研究センターは、毎週、残高確認をしているが、残高確認の手間と紛失リスクをなくすために、郵券は使用する時に必要分だけ購入し、手元に保有しないようにしている研究拠点もあり、当研究所もそれに倣うべきである。	P97	措置完了	郵券について、本所では、毎月、総務課長が現物確認するようにした。 今後は、原則として、使用時に必要分を購入することとした。	令和6年 10月	畜産技術 研究所 (本所) ・ 中小家畜 研究セ ンター
意見	<意見 057> 鶏卵の有効活用 外部に販売するのは、それ自体が、業務になってしまうという面があるとしても、近隣市町の子ども食堂などへの寄付などができないかなど、県として有効利用を検討すべきである。	P97	措置困難	鶏卵の産出量は一定ではなく、通年で出荷や寄付等の計画が立たないことに加え、出荷や寄付等をした場合に必要な鶏卵の消毒・梱包作業が本来業務を阻害するため、対応は困難である。	令和7年 3月	中小家畜 研究セ ンター
意見	<意見 058> 料金単価の基礎資料の作成 飼料の価格が上昇しており、直近5年間で、畜産協会が酪農家から受け取る飼育受託料も見直されているのではないかと思われる。料金単価を検討する基礎資料を作成し、少なくとも、飼料代などの直接経費は回収できているのかどうかを確認し、料金単価の見直しを検討すべきである。	P98	検討中	子牛の受託は家畜共同育成事業の一環として実施しており、受託料の算定に当たっては飼料代相当額を基本としている。 見直しに当たっては、同事業を所管する畜産振興課や委託元の団体と調整していく。	令和8年 3月	畜産技術 研究所 (本所)

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
意見	<意見 059> 受託料算定の算定基礎の見直し 受託料収入の算定基礎と県収入証紙で徴収する機器使用料収入等の算定基礎との不整合には合理性がない。試験研究機関は、民間受託研究の受託料収入についても、基本的には利用者に人件費や減価償却費の負担を求めるように本庁の各所管課、その他関係部署と連携して、県の統一的な考え方を見直すべきである。	P98	措 置 対応中	受託料収入の算定基礎となる間接経費について、人件費や減価償却費を包括するものとして算定方法を見直し、令和8年度から研究所受託料算定基準を改定する。	令和8年 3月	畜産技術 研究所 (本所)
意見	<意見 060> 内規の整備 当研究所には、共同研究に関する内規や契約書のひな型がない。契約書は、相手方から契約書案を提示されることもあり、内容も異なることから、その都度、県で締結している他の事例などを参考に検討する方が実務的かもしれないので、必ずしも、ひな型を用意する必要はないのかもしれない。 一方、内規は、研究所内部での手続の手順、作成する資料、各手続の実施者などをあらかじめ明確に定めておき、実際に検討する状況になった際に、必要な手続を迅速・確実に実施するためのものである。特に、公設試験研究機関として民間事業者等と共同研究や特許権等の共同出願を行うに当たり、公正性や公益性が求められる以上、その承認手続などが適切に行われたことを担保する意味でも整備が求められる。 このため、他の試験研究機関のものを参考に、内規を整備すべきである。	P99	検討中	他の研究機関の事例を参考に内規を整備するよう検討中である。	令和8年 3月	畜産技術 研究所 (本所)
意見	<意見 061> 運用の見直し 「静岡県経済産業部が所管する試験研究機関における個人向け競争的研究資金の取扱指針」（以下、「指針」とする）では、科研費は、研究課題毎に管理する口座を開設し、終了後は口座を解約することになっている。 当研究所（本所）では、終了後も口座を解約しないまま残し、翌年度に他の研究課題の口座にするなど、県の指針どおりの運用が行	P100	措置 完了	所管する産業イノベーション推進課において「取扱指針」が令和7年3月に改訂されたため、同指針を遵守する。	令和7年 3月	畜産技術 研究所 (本所)

監査結果			措置の実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
	われていないことを確認した。 指針がある以上、それを遵守し、指針に見直すべき点があれば、所管課に指針の見直しを求めるべきであった。 指針を所管する産業イノベーション推進課に対しても、指針の見直しと試験研究機関への運用の周知を提案する。					
D 水産・海洋技術研究所						
意見	<意見 062> 機密情報等のバックアップの頻度 研究データの保護のために、賀茂危機管理庁舎にバックアップデータを保管する頻度を増やすことを検討すべきである。	P102	措置完了	研究データの保護のため、これまでの年1回程度のバックアップを年2回実施することとした。	令和7年 3月	伊 豆 分 場
意見	<意見 063> B C Pの見直し 浜名湖分場も富士養鱒場も長時間の停電やポンプが故障した場合における飼育魚の保護方法、作業の優先順位などについて、具体的に検討しておき、B C Pに明記し、職員で共有しておくべきである。	P103	検討中	長期間の停電やポンプ停止が見込まれる際の作業手順や飼育魚の優先順位、保護方法について整理し、B C Pの改訂、共有を行う。	令和8年 3月	浜名湖 分 場 ・ 富 士 養 鱒 場
意見	<意見 064> ポンプの更新計画の策定 劣化状況を日々監視していても、経年劣化による不調に対して更新が必要なレベルなのかどうかを見極めるのが困難なケースや突然作動しなくなるようなケースもあると思われる。 故障すると研究所の日常業務に大きく支障が出るような設備については、本庁の所管課や資産経営課などと事前協議し、監視保全ではなく、計画保全として更新年数をあらかじめ定めて計画的に更新を進めるような方法を検討することを提案する。	P104	検討中	設備の更新を含めた施設の維持保全計画の策定について、関係課と調整しているところであり、今後も継続する。	令和8年 3月	富 士 養 鱒 場
意見	<意見 065> 会計年度任用職員の業務の引継ぎ 会計年度任用職員が行っている業務については、その人しか分からない作業がないようにしておく必要がある。当該職員に、その人が主に行っている業務について、作業内容をリストアップしてもらった上で、実際に、他の職員がや	P105	措 置 対応中	一部の業務は職員の補助的なものであり職員が内容を把握しており引き継ぎに支障はない。 施設のメンテナンスなど会計年度任用職員が属人的に行っている業務については、必要な業務を特定の上、作業手順とい	令和8年 3月	水産・ 海洋技術 研究所 (全施設)

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
	ってみて、作業手順や注意点、コ ツなどを記録したり、意識的に業 務分担を交代させていくなどの取 組をしておくべきである。			ったマニュアル等を作成 し、職員間の共有を進め る。		
意見	＜意見 066＞ 会計年度任用職員の 採用の検討 一時的には、人員が過剰になる かもしれないが、会計年度任用職 員をもう1人採用し、後継者を育 成する対策を具体的に検討すべき である。	P105	措置 困難	組織定数に関する事項 であり、一時的であって も人員を増やすことは困 難であるため、業務マ ニュアルの作成等について 検討し、後継者育成が円 滑に進むよう対応してい く。	—	浜名湖 分 場
意見	＜意見 067＞ 確認体制の見直し 資産経営課に増減を報告する際 には、例えば、研究統括官が台帳 や現在額報告書の内容の確認を行 うなどの見直しをすべきである。	P105	措置 完了	特許権等に係る報告書 の提出においては、必ず 所管する研究統括官の承 認を受けることとした。	令和7年 3月	水産・ 海洋技術 研究所 (本所)
意見	＜意見 068＞ 特許権等の計上区分 の見直し 県では、会計単位ごとに「公有 財産調」を作成しているが、当研 究所(本所)は、特許権等を「行 政財産」の区分に計上している。 現在、保有している特許権等 について、他者への使用許諾等の可 能性を検討し、その可能性が明ら かでない、という積極的な判断が できない限り、特許権等の計上区 分を「普通財産」に変更すべきで ある。	P106	措置 完了	特許権等の計上区分を 「普通財産」に変更し た。	令和7年 3月	水産・ 海洋技術 研究所 (本所)
意見	＜意見 069＞ 本所での一括管理 電話加入権の手書台帳は、分場 のものも本所で一括して管理す ることなどを検討すべきである。 なお、資産経営課に対して、電 話加入権の全庁的な管理方法の見 直しを提案する。	P106	措置 完了	電話加入権の財産台帳 については、本所で一括 管理することとした。	令和7年 5月	水産・ 海洋技術 研究所 (本所)
意見	＜意見 070＞ 現物確認後の修正の 徹底 現物確認の際に、物品台帳と実 際の設置場所との不整合を確認 し、物品台帳の記録を修正すべ きである。	P106	措置 完了	現物確認を行い、物品 台帳の記録を修正した。	令和7年 4月	伊 豆 分 場

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
意見	<意見 071> 管理データの一本化 県の正式な財産記録は財務会計上の物品台帳なので、財務会計システムの物品台帳に正しい保管場所を登録すべきである。 財務会計システムの物品台帳では入力が難しい管理用のコメントを残すために備品リストの備考欄を使用しなければならないような事情があれば、次世代栽培システム科の備品リストを参考にしても良いと考える。	P107	措 置 対応中	備品の保管場所を再整理した。今後、物品台帳への記載を進める。	令和7年 9月	富 士 養鱒場
意見	<意見 072> 全件確認の徹底と実施記録の確認・保存 毎年、全件確認が行われていなかった（又は、その疑いのある）研究拠点については、長期間、物品台帳との照合が行われていない備品も多数あることが推察され、実際に全件確認を行うと、物品台帳上の保管場所と実際の保管場所が合わず、所在が分からないものが出てくる可能性が高い。 研究拠点内において、全件確認を徹底し、総務担当者等が実施記録（現物を確認したものを備品リストにチェックをしたもの）を回収、確認、保存するような手続の見直しが必要である。 なお、例外的に容認される循環確認の導入を検討する場合には、確実に全件確認を実施していることを事後検証した上で実施すべきである。 循環確認については、用度課に対して、具体的な実施方法の検討と全庁への周知を提案する。	P108	措 置 対応中	物品の全件確認を行い、確認結果を確認リストに記録しており、今後も継続していく。 措置対応中の施設では、総務担当者が備品管理者として、備品担当者に適切な管理を呼び掛けていくとともに、令和7年度から各備品に担当者を割り振り、備品の全件確認と実施記録の確認と保存を徹底することとする。	令和8年 3月	水産・ 海洋技術 研究所 (本所) ・ 浜名湖 分 場 ・ 富 士 養鱒場
意見	<意見 073> 遊休物品の整理と顕在化 使用見込みのない機器類は、他の研究機関等への転用希望を確認する手続を行った上で、できるだけ専用の保管場所にまとめて保管し、難しい場合は、研究室内のデッドスペースに移動させ、研究室内の動線や作業効率を高めるような保管をすべきである。 また、遊休物品であることを現物でも物品台帳でも分かるようにして、物品台帳から廃棄予定リス	P109	措 置 対応中	故障等により使用見込みのない機器類については、不用品決定手続を行い、令和6年度中から廃棄処分を行っている。 また、今後発生する使用見込みのない機器類については、遊休物品や廃棄予定のリストを作成するとともに、研究所内のデッドスペースを活用しつつ、予算確保により計画的な廃棄処理を進めて	令和8年 3月	水産・ 海洋技術 研究所 (全施設)

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
	トを作成し、計画的に廃棄処理を進められるようにすべきである。 水産・海洋技術研究所は4つの研究拠点があるが、会計単位は1つであり、廃棄費用の予算化について、例えば、研究拠点の備品の廃棄費用を経常的に予算化し、対象となる拠点をローテーションさせて、計画的に不用備品の処分を進めることなどを検討すべきである。 なお、遊休物品については、用度課に対して具体的な管理方法の検討と全庁への周知を提案する。			いく。		
意見	<意見 074> 有償化の見直し 公営図書館では、本は無償で貸し出すとしても、コピー機を利用する際には使用料が徴収されるのが一般的である。 高額で、かつ、利用者が限定されるような機器類が無償で提供されているような状況は、公費の使われ方としては公平性に欠けるように見える。 基本的には、使用者から相応の使用料を徴収し、例外的に無償にする場合には、その理由や要件を明確に文書化すべきである。	P110	検討中	使用料を徴収できるのは、地方自治法の規定により行政財産又は公の施設のみとされており、当所の加工研究機器類は、行政財産ではなく、当所は公の施設でもないため、使用料を徴収できない。また、今後、公の施設として条例を制定することについては、外部の利用を前提とした施設ではないため困難である。 したがって、無償で貸し出すに当たっての利用要件について文書化を検討する。 なお、研究に要する副資材、窒素ガス、試薬等の消耗品については利用者が負担することとしている。	令和8年 3月	水産・海洋技術研究所 (本所)
意見	<意見 075> 貸与契約の背景の再確認 県が完全に種苗生産業務を民間に移管し、貸与物品を使用する見込みもないのであれば、事務管理上は、連合会に譲渡し、県の管理対象物品から外す方が望ましいのではないかと考える。 そのために、貸与契約の背景となる種苗生産業務の民間移管と貸与物品の継続保有の必要性について、再確認すべきである。	P110	検討中	貸与物品がある種苗生産施設の貸付先を3年ごとに決定して貸し付けていることも踏まえ、貸与物品の管理のあり方や継続保有の必要性について、関係課等と検討・調整を進める。	令和8年 3月	富士養鱒場

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
意見	<意見 076> 管理方法の標準化 研究所の幹部が定期的に研究室を巡回し、管理方法の違いを把握するとともに、研究所全体としてのレベル合わせを行うような取組をすべきである。 研究科によって、取り扱う薬品の質や量も異なるので、必ずしも、統一化を求めるものではないが、研究所として、最低限、守るべきルールや管理手続のレベルを明確にして、管理帳票の様式の標準化なども検討すべきである。	P111	措 置 対応中	薬品の管理方法については化学分析の作業安全要領において、研究所内統一の方法を定めており、労働安全衛生法における化学物質のリスクアセスメントに基づき、対象物質について研究所内統一の管理を実施しているが、上記について研究所内での定期的な確認及び周知が不十分であった。 今後については、定期的に周知を行うとともに、管理状況を確認する。	令和8年 3月	水産・ 海洋技術 研究所 (本所)
意見	<意見 077> 保管方法の見直し 廃棄予定の薬品は、災害発生時の安全性を考慮して、当分場内に専用の置き場を設けて、保管することなどを検討すべきである。	P111	措 置 対応中	廃棄予定の薬品については、専用の置き場を設置し、廃棄まで管理する体制を整える。 なお、令和6年度末時点で使用期限の切れているもしくは使用見込みのない薬品類については、専門業者に処理を依頼し、廃棄が完了している。	令和8年 3月	浜名湖 分 場
意見	<意見 078> 受払管理と現物確認の方法の見直し 財務事務管理的な観点からは、毒物・劇物など管理責任が強く求められるものと一般的な試薬類とで管理手続に強弱をつけて、リスク管理と効率性とのバランスをとることと、管理責任が強く求められる薬品の管理方法については、研究所全体としてのレベル合わせをしておくことが重要である。 現状、毒物・劇物などについても、異常な払出や紛失があっても気付きにくい状況にあれば、管理手続の見直しが必要である。例えば、使用中の毒物・劇物については、使用の都度、使用前後の容器込みの重量を計測・記録し、定期的な現物確認でも容器込みの重量を計測するようなやり方などを提案する。	P113	措 置 対応中	毒物・劇物については、使用の都度、容器込みの重量を計測・記録するなど保管量の確認ができるよう管理方法の改善を行っている。	令和8年 3月	水産・ 海洋技術 研究所 (全施設)

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
意見	<意見 079> 不使用薬品の顕在化と整理 薬品は、経年劣化しないとしても、不要なものは処分して、保有リスクや管理工数を減らすべきである。不要かどうかの最終判断は、現場担当者の判断に委ねるとしても、研究拠点単位で使用実績がない薬品を対象に定期的に処分すべきかどうかの検討を行うことが重要である。 そのためには、使用実績を確認できることが必要になるが、担当者の記憶に頼るのではなく、記録から所属長や総務課の職員などにも使用状況が分かるようにすることも重要である。ただし、保有リスクや管理工数を減らすことが目的なので、例えば、保有リスクが高い毒物・劇物などは受払簿を作成する、一般試薬は、ほとんど使われていないと思われる薬品を選定して保管場所も区分して、その保管場所にある薬品については使用した時に使用簿や薬品リストに使用日を記録するなど、対象を絞り込むことを提案する。	P114	措置完了	毒物・劇物については、受払簿を改訂・整備した。 また、一般試薬のうち使用頻度が低いと考えられるものを区分し、使用した場合には薬品リストファイルに使用日を記録し職員間で共有することとした。	令和7年 3月	富士養鱒場
意見	<意見 080> 研究課題選定プロセスの見せる化 公費を使って、試験研究を行う立場である以上、研究課題の選定も公正に行われていることを第三者に説明できるようにしておくことも重要である。 水産・海洋技術研究所が行っている研究課題要望調査は、その実施方法については、特に気になる点は検出されなかったが、全体的に、人に説明することを意識して資料が作られていないような印象を受ける。 具体的には、次のような点について、見直しの余地があると思われる。 ㊦ 要望調査から研究課題を選出していく一連のプロセスを説明する資料（フロー図など）がない ㊧ 調査先の選定（前回調査からの見直し）に関する資料がな	P115	措置対応中	研究課題については、静岡県水産・海洋技術研究所研究推進要領に基づき、3年ごとに関係団体に要望調査を行い、水産・海洋技術研究所運営会議において課題設定を行っている。 意見のあった項目㊧については、この運営会議で決定しているため、議事録の中に記載する。 項目㊦、㊧、㊨、㊩については、今後、プロセスを説明できる資料を整備する。	令和8年 3月	水産・海洋技術研究所（本所）

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
	い ㊦ 要望記載表と要望調査まとめ表とのつながりが分かりにくい（ナンバリングして、つながりを明確にする） ㊥ 要望調査まとめ表の並び順が分かりにくい（ナンバリングをして、分かりやすくする） ㊣ 要望事項を受けた事業者等への回答書の書式が無く、口頭での回答は形に残らない					
意見	<意見 081> 郵券の管理方法の見直し 現在保有しているものについては、使用見込みがなければ、封筒に封印の上、金庫に保管するなどして、紛失の防止と毎月の残高確認の簡便化を図ることを検討すべきである。	P116	措置完了	監査時点で保有していた郵券は、全て他の事務所に移管したため、現在は郵券の保有残高はない。	令和7年 3月	水産・海洋技術研究所（本所）
意見	<意見 082> 郵券の管理方法の見直し 郵券の保有による紛失リスクと管理事務を減らすために、使用時に必要分だけ購入し、できるだけ手元に保有しないようにしている研究拠点もあり、当分場もそれに倣うべきである。 現在保有しているものについては、できるだけ早期に使い切ることを検討するとともに、使用見込みのないものについては、封筒などに封印して、紛失の防止と毎月の残高確認の簡便化を図ることを検討すべきである。	P116	措置完了	令和6年度から7年度の繰越額について、前年度の6割弱に圧縮した。料金後納郵便への対応は、発送数が郵便局の基準（50通/月）を満たさないため困難であることを確認した。今後は、必要な分を都度購入して大量に保有しないよう対応する。郵券は金券であるため、紛失等の事故を発生させないよう、毎月の残高確認は継続して実施していく。	令和7年 3月	伊豆分場
意見	<意見 083> 公正な手続の記録化 予定価格が、県の規程による業者選定方法が変わる基準額と同額又はわずかに下回るような場合は、恣意的に予定価格を下げ、簡易な業者選定方法に誘導しているような疑いを持たれないように留意する必要がある。 例えば、業者に対してできるだけ端数処理をしない参考見積を提示するように依頼したり、本件のように端数処理をしているように見えるものがあれば、見積の合理性を確認したことを記録に残したりするなど、公正な手続を行った	P117	措置完了	職員に対して、今回の事案を元に参考見積書の依頼方法や見積金額の合理性を確認したことを記録に残すなど、公正な手続を行ったことを事後的に説明できるよう周知した。	令和7年 5月	水産・海洋技術研究所（本所）

監査結果			措置の 実施状況	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ	(区分)			
	ことを事後的に説明できるようにしておくべきである。					
意見	<意見 084> 契約書・契約約款の見直し 県の業務委託契約約款では、第7条で一括再委託契約を禁止し、業務の一部を第三者に委任する場合は、あらかじめ発注者（県）の承諾を得ることを求めている。その趣旨は、一次受託者が、中間マージンだけをとることを排除し、県が業務受託者を把握し、その実務能力に着目して業務を遂行することを目指すものと考ええる。 この点、観覧料徴収業務は、業務の全部を再委託しているものの、協議会から漁協へのマージンがゼロであること、猪之頭地区の観光には協議会との一体運営が必要であることを考慮すれば、実質的な問題はないように思われる。 しかし、形式的には上記の一括再委託契約禁止規定に抵触しているので、県の事前の承諾を得ることを条件に再委託を認める条項を設け、例外的に一括再委託を容認するように約款や契約書の見直しを検討すべきである。	P118	措 置 対応中	当該委託事業については、監査人の意見を踏まえ、契約書の内容等について再度精査して次期契約に反映させる。	令和8年 3月	富 士 養鱒場
意見	<意見 085> 内容確認のためのデータ要求 利用者から利用水量が適正に報告されていることを担保するためには、抜き打ちで水量計のメーターを確認できるようにしておくことが有効であり、そのためにも水量計のメーター記録を報告してもらう方が良い。 この点、現状の焼津市からの月次報告書では適切な管理手続ができないので、焼津市に対して、水量計のメーター記録を確認できるように報告書の様式の見直し、又は、別途基礎データがあればその提供を求めることを提案する。	P118	措置 完了	令和6年9月の使用分から、水量計メーターを記録した根拠資料を焼津市から提出させるようにした。	令和6年 9月	水産・ 海洋技術 研究所 (本所)
意見	<意見 086> 受託料算定の算定基礎の見直し 受託料収入の算定基礎と県収入証紙で徴収する機器使用料収入等の算定基礎との不整合には合理性がない。試験研究機関は、民間受	P119	措 置 対応中	受託料収入の算定基礎となる間接経費について、人件費や減価償却費を包括するものとして算定方法を見直し、令和8年度から研究所受託料算	令和8年 3月	水産・ 海洋技術 研究所 (本所)

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
	託研究の受託料収入についても、基本的には利用者に人件費や減価償却費の負担を求めるように本庁の各所管課、その他関係部署と連携して、県の統一的な考え方を見直すべきである。			定基準を改定する。		
意見	<意見 087> 内規の整備 当研究所には、共同研究に関する内規や契約書のひな型がない。 契約書は、相手方から契約書案を提示されることもあり、内容も異なることから、その都度、県で締結している他の事例などを参考に検討する方が実務的かもしれないが、実際に、締結されている契約書を通覧すると、次のような当研究所にとって不利と思われる内容の条項が確認された。 ⑦損害賠償の条項では、故意又は重過失に限るとされている。ほとんどの過失の場合は賠償請求が難しくなり、賠償請求可能な場面が合理的な理由なく制限されてしまっている。 ④瑕疵担保責任の条項では、研究所に著しく不利とまではいえないものの、契約当事者の一方当事者のみが担保責任を追及できないこととする条項が設けられた契約書がある。また、民法改正への対応ができていない。 一方、内規は、研究所内部での手続の手順、作成する資料、各手続の実施者などをあらかじめ明確に定めておき、実際に検討する状況になった際に、必要な手続を迅速・確実に実施するためのものである。特に、公設試験研究機関として民間事業者等と共同研究や特許権等の共同出願を行うに当たり、公正性や公益性が求められる以上、その承認手続などが適切に行われたことを担保する意味でも整備が求められる。 このため、他の試験研究機関のものを参考に、契約書のひな型やマニュアル、内規を整備すべきである。	P120	措 置 対応中	これまでは共同研究相手の大学の様式や研究所内の過去事例を基に共同研究契約の手続きを行っていたが、今後は共同研究に関する内規を整備する。	令和8年 3月	水産・ 海洋技術 研究所 (本所)

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
意見	<意見 088> 運用の見直し 「静岡県経済産業部が所管する試験研究機関における個人向け競争的研究資金の取扱指針」（以下、「指針」とする）では、科研費は、研究課題毎に管理する口座を開設し、終了後は口座を解約することになっている。 当研究所（本所）では、1つの銀行口座で複数の研究課題を管理しているほか、終了後も口座を解約しないまま残し、翌年度に他の研究課題の口座にしており、県の規則どおりの運用が行われていないことを確認した。 指針がある以上、それを遵守し、指針に見直すべき点があれば、所管課に指針の見直しを求めるべきであった。 指針を所管する産業イノベーション推進課に対しても、指針の見直しと試験研究機関への運用の周知を提案する。	P121	措置完了	当所は科研費の指定機関となっていないが、令和5年度に個人向け競争的資金を1件受託している。複数の研究課題があったという事実はなく、また、翌年度は他の研究を受託していない。 所管する産業イノベーション推進課において「取扱指針」が令和7年3月に改訂されたため、同指針を遵守する。	令和7年 3月	水産・海洋技術研究所（本所）
意見	<意見 089> 運用の見直し 間接経費の使途が事実上決まっているのであれば、形式的な協議は無意味である。 間接経費に関する運用実態を確認し、間接経費の使途や枠を予め包括的に定めるなどの規定の見直しと規定通りに運用されているかどうかの確認の徹底を図るべきである。	P122	措置完了	当所は科研費の指定機関となっておらず、また、過去に受託した競争的資金では間接経費を予算計上していなかったことから、協議を実施していなかった。 今後、間接経費を計上する際は部の方針に沿って協議や報告を行い、適切に管理を行う。	令和7年 5月	水産・海洋技術研究所（本所）
意見	<意見 090> チェックリストの作成の検討 産業廃棄物処理に関する事務手続は、試験研究機関などの出先機関では必要だが、本庁では経験する機会がほとんどないので、総務担当者が1人しか配置されていない分場では、ミスが起きやすい。 今回、ミスが検出された業者の許可証の有効期限の確認や許可証の写しの入手など、基本的な手続を列記したチェックリストを用意し、これを鑑にして、本所に報告するような見直しを検討すべきである。	P123	措置完了	産業廃棄物処理に係るチェックリストを作成し、令和7年度中から使用している。	令和7年 6月	水産・海洋技術研究所（本所） ・富士養鱒場

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
意見	＜意見 091＞ 外部者への注意喚起 観覧者には子供もいるので、立 入禁止にしている危険な箇所には、そのことを明示すべきである。	P123	措置 完了	指摘のあった危険箇所 について修繕工事に着手 した。工事に伴う危険箇所 は観覧者を立入禁止とし、 注意喚起の表示を設置した。	令和7年 3月	富 士 養鱒場
意見	＜意見 092＞ AEDの設置の要否 の検討・文書化 富士養鱒場にAEDを設置する 必要があるかどうか、設置不要と する場合には今後の設置条件（観 覧者数が一定数を超えた場合など） を検討し、文書化しておくべき である。	P123	措置 完了	令和7年度から賃貸借 契約により設置を開始した。	令和7年 4月	水産・ 海洋技術 研究所 (本所) ・ 富 士 養鱒場
E 工業技術研究所						
意見	＜意見 093＞ 設備更新計画と研究 活動の見直し 故障した場合に研究活動が継続 できなくなるような機器や設備 は、金額的重要性だけではなく、 継続できなくなる研究活動の重要性 や影響度という基準で、更新計画 の優先順位を検討すべきである。 また、重要性や影響度が高くない 研究活動については、エアコン の不調等で継続できなくなった場合 の対応（他のセンターへの移管 など）を検討しておくべきである。	P125	措置 完了	工事費の予算について、 故障した場合に継続 できなくなる研究活動の 重要性という観点から、 優先順位を付けて要望して いく。 また、空調設備の不調 等により研究活動がセンター 内でできなくなった場合は、 「研究機器の有効活用実施要領」に 基づく試験研究機器の相互貸 借により他の試験研究機 関の試験設備を活用する ことを原則とし、場合によ っては他のセンターへの 移管等により、研究活 動の継続性が保たれるよう 対応する。	令和7年 4月	沼 津 工業技術 支援センター ・ 浜 松 工業技術 支援センター
意見	＜意見 094＞ 計画的な業務の引継 ぎ 会計年度任用職員が行っている 業務については、その人しか分 からない作業がないようにしておく 必要がある。勤務年数の長い職員 には、その人が主に行っている業務 について、作業内容をリストア ップしてもらった上で、実際に、 他の職員がやってみて、作業手順 や注意点、コツなどを記録すること や、意識的に業務分担を交代さ せていくなどの取組をしておく べきである。	P126	措 置 対応中	勤務経験の長い職員が 担当している業務につ いてのマニュアル作成や複 数職員での対応、業務ロー テーション、ミーティ ングの実施等により知識 やノウハウが共有、継承 される体制づくりを行う。	令和8年 3月	富 士 工業技術 支援センター ・ 浜 松 工業技術 支援センター

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
意見	<意見 095> 確認体制の見直し 資産経営課に増減を報告する際には、例えば、研究統括官や企画調整部が台帳や現在額報告書の内容の確認を行うなどの見直しをすべきである。	P126	措置完了	増減報告の起案の際は、事前に担当者同士で確認するとともに、承認者に研究統括官、企画調整部長及び企画調整部担当職員を加えている。	令和7年 3月	工業技術 研究所 (本所)
意見	<意見 096> 備品使用簿の記載内容や管理の見直し 県の試験研究機関にとって、利用者情報が外部に漏洩するような事態は最も避けなければいけないことであり、使用記録簿から具体的にどのようなことが行われたのかまでは分からないとしても、情報管理が甘いという印象を与えるような状況は改善しなければならない。 他のセンターの取扱いを参考に、備品使用簿の記載内容や取扱方法を見直すべきである。	P127	措置完了	機器使用簿は外部利用者には閲覧させてはいたないが、ご意見いただいたとおり、外部利用者が職員に無断で勝手に機器使用簿を閲覧することも考えられることから、利用者情報の漏洩を完全に防ぐために、機器使用簿の記載方法を改め、外部利用者名は記載しないこととした。	令和6年 10月	沼 津 工業技術 支援セ ンター
意見	<意見 097> 物品台帳の見直し ㊦ 現物確認の際の異動事項の記録と物品台帳の修正登録方法の見直し ㊩ 部分的な売却・処分をした時の処理がしやすいように物品台帳に区分計上する（過去分も、適宜修正すべき）	P128	措 置 対応中	㊦については、毎年1回、全ての備品の現物を確認し、設置場所が台帳と異なっているものがあれば、正しい設置場所に戻すか、台帳の記載内容を修正する。 ㊩については、それぞれの取得価格が明らかなものについては、必要に応じて物品台帳を分割し、部分的な売却・処分を行うことにより、適切な備品管理を行う。	令和8年 3月	浜 松 工業技術 支援セ ンター
意見	<意見 098> 遊休物品の整理と顕在化 使用見込みのない機器類は、他の研究機関等への転用希望を確認する手続を行った上で、できるだけ専用の保管場所にまとめて保管し、難しい場合は、研究室内のデッドスペースに移動させ、研究室内の動線や作業効率を高めるような保管をすべきである。 また、遊休物品であることを現物でも物品台帳でも分かるようにして、物品台帳から廃棄予定リストを作成し、計画的に廃棄処理を	P129	措 置 対応中	使用見込みのない機器類は、現物にその旨表示するとともに、できる限り、まとめて保管する。また、物品の現物確認の際等に、廃棄予定リストを作成し、それを基に廃棄処理を進める。	令和8年 3月	工業技術 研究所 (全施設)

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
	進められるようにすべきである。 なお、遊休物品については、用 度課に対して具体的な管理方法の 検討と全庁への周知を提案する。					
意見	<意見 099> 反社会的勢力の確認 条項の設定 研究機器の貸出は、「静岡県工 業技術研究所の設置、管理及び使 用料に関する条例」と「当条例施 行規則」に規定されているが、反 社会的勢力の確認に関する条項は 特に設けられていない。 反社会的勢力の確認に関する条 項を追加することを検討すべきで ある。	P130	措 置 対応中	他県の方法も参考に、 反社会的勢力の排除方法 を検討する。 条例及び施行規則で不 承認理由を定める場合 は、商工振興課を通じて 改正手続を行う。 機器使用や依頼試験を 受ける際のルール（要領 又は注意事項など）を定 め、ホームページに掲載 するとともに、申請受付 時に担当者から説明す る。	令和 8 年 3 月	工業技術 研究所 (全施設)
意見	<意見 100> 記録対象・方法の検 討 全ての研究機器の貸出を行うか どうかは別として、少なくとも、 高額なものや壊れやすいものにつ いては、貸出前と貸出後の状態の 確認記録を残すことを検討すべき である。	P131	措 置 対応中	機器の取得価格の基準 額を定め、当該金額を超 過し、かつ機器使用に供 する機器については使用 簿を作成し、終了時の職 員チェック欄を設ける。 参考：取得価格と備品数 (本所) 300 万円以上：121 点 500 万円以上：79 点 1,000 万円以上：37 点	令和 8 年 3 月	工業技術 研究所 (全施設)
意見	<意見 101> 機器等使用受付簿の 見直し 機器等使用受付簿の記載状況を 確認するとともに、運用手続と受 付簿の様式を見直し、受付簿の記 載方法の違いや未記入があれば、 一目で手続のミスや漏れが分かる ようにすべきである。	P131	措置 完了	これまで受付簿の確認 は、各科長が行っていた ところを、技術支援担当 が全体の確認をする運用 に見直し、あわせて、様 式の確認欄も各科長から 技術支援担当に修正し た。	令和 6 年 10 月	沼 津 工業技術 支援セ ンター
意見	<意見 102> 先進的な研究機器等 に対するリース契約の検討 研究のニーズが変わる可能性が 高いものや研究機器の性能が年々 進化しているような機器について は、機械の物理的耐用年数ではな く、機能的耐用年数で購入するべ きか、リース契約で更新させてい くべきかを比較検討すべきである。 一般的には、研究機器は、汎用 性が低く、転用が難しく、金利を	P133	措置 完了	高額な機器や先端機器 について、予算要求時に 購入とリース契約の金額 比較を実施し、リースに 優位性があれば検討す る。 なお、補助金により導 入する機器は、購入が前 提となっているため除外 する。	令和 6 年 11 月	工業技術 研究所 (全施設)

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
	除くリース料総額と取得価額がほぼ同じになりやすい。 しかし、機械メーカーにとっても最新鋭の機器を研究所に提供するメリットがあるようなものについては、リース契約の条件を提案することも検討すべきである。					
意見	<意見 103> 受払管理と現物確認の方法の見直し 財務事務管理的な観点からは、毒物・劇物など管理責任が強く求められるものと一般的な試薬類とで管理手続に強弱をつけて、リスク管理と効率性とのバランスをとることと、管理責任が強く求められる薬品の管理方法については、研究所全体としてのレベル合わせをしておくことが重要である。 現状、毒物・劇物などについても、異常な払出や紛失があっても気付きにくい状況にあれば、管理手続の見直しが必要である。例えば、使用中の毒物・劇物については、使用の都度、使用前後の容器込みの重量を計測・記録し、定期的な現物確認でも容器込みの重量を計測するようなやり方などを提案する。	P135	措 置 対応中	盗難防止や紛失防止の措置が求められる毒物・劇物及びその他法令により申請・届出が必要な薬品については、受払簿により、使用時及び定期確認の管理を行うとともに、客観的な使用量把握のため、購入時または使用前後の容器込みの重量を計測・記録する。	令和 8 年 3 月	工業技術 研究所 (全施設)
意見	<意見 104> 管理方法の見直し 全庁的に P C のモバイル化が進んでおり、公用 U S B メモリを外部に持ち出す機会が減っているが、他の研究所において、使用者自身が保管場所からの持ち出しと返却、管理簿への記入の全てを行っていた結果、紛失に気付くまでに時間がかかった事案も検出されている。例えば、使用者以外の者が返却確認をして記録を残すなど、管理方法を見直すべきである。	P136	措置 完了	使用者以外の者が返却を確認し、貸出簿に記録するよう管理方法を見直した。	令和 7 年 3 月	工業技術 研究所 (本所) ・ 富 士 工業技術 支援セ ンター
意見	<意見 105> 研究課題選定プロセスの見せる化 公設試験研究機関である以上、研究課題が産業界の要望に沿って選定されていることや選定プロセスが公正であることを外部の第三者にも説明できるようにしておくことは重要である。 この点、農林技術研究所・畜産	P137, 138	措 置 対応中	業界の要望を聞く協議会及び部会に関しては、4 つの研究拠点で基本的な書式を統一し、要望に対する取組について、次年度の同会議でそれぞれ回答する。 「静岡県工業技術研究所研究推進要領要領」を	令和 8 年 3 月	工業技術 研究所 (全施設)

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
	技術研究所では、民間事業者からの情報収集に多くの人が関わることもあって、研究課題の選定プロセスのフロー図や各種書式が整備され、各プロセスで行われている内容や、プロセス間のつながりが第三者にも分かりやすくなっている。また、広く収集した要望に対して、どのような対応をするのか回答書を作成・送付している。対応は、研究課題として取り上げる場合だけでなく、技術指導という形で対応することや研究課題として取り扱うことが困難で断る場合などもあるが、受け取った要望に対してどのような対応をするのかという部分も文書化されている。 一方、当研究所は、協議会や部会を設置しているものの、直接、会員から研究課題に関する要望事項を書面で確認しているわけではなく、協議会や部会での意見交換などを参考に研究所が要望事項を仮説的に抽出したものであり、その抽出過程の文書化もできていない。 研究課題が産業界の要望に沿って選定されていることや選定プロセスが公正であることを外部の第三者にも分かりやすく形に残すにはどうすべきか、という視点で、次の㉠から㉣の検討事項について、見直すことを提案する。 また、㉤については、協議会及び部会では、実施時期や回数、参加者数が限られ、十分な技術的要望等の確認が難しいのであれば、要領を見直し、個別の聞き取り調査やその記録も研究課題の設定手続に加えることも検討すべきである。 ㉠ 協議会及び部会は、4つの研究拠点でそれぞれ独立して運営されており、協議会及び部会の議事録の書式もバラバラである。役員の選考基準など			見直し、研究課題の設定手続として、「研究員個別の聞き取り調査を参考に提案する」という一文を追記する。 また、「研究課題推進計画書」には、要望元がどこであったか選択する欄をつくる。（協議会・部会・企業・その他） 研究課題の選定プロセスは、フロー図としてわかりやすく作成する。		

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
	も明確ではなく、会議参加者数がかなり少ない拠点もあるので、やろうと思えば、かなり恣意的な運営もできてしまうように見える。 ① 協議会及び部会の議事録を見る限り、意見交換のテーマは主に業界の動向や課題に関するもので、研究課題については、直接的に要望を聞き取っているような記録はない。また、議事録とは別に、各研究所が協議会及び部会の意見交換から認識した要望事項のまとめ資料があれば良いが、そのような資料も作成されていない。そのため、協議会及び部会の意見交換から、どのような要望事項が認識され、「研究課題推進計画書」に反映されたのかというプロセスのつながりが外部の第三者には分からない。 ⑦ 工業技術研究所では、自分たちが選定した研究課題(案)を協議会及び部会に報告するが、研究課題として取り上げなかった要望に対する回答などは行われていない。 ⑧ 要領では、協議会及び部会から試験研究課題を含めた技術的要望等を把握をすることになっているが、富士工業技術支援センターでは、毎年、5～6月頃に研究員が地元企業から研究課題やセミナーテーマ、導入する機械などに関する要望の聞き取りを行っている。					
意見	<意見 106> 使用見込みのない郵券の管理 郵券の保有による紛失リスクと管理事務を減らすために、使用時に必要分だけ購入し、できるだけ手元に保有しないようにしている研究拠点もあり、当研究所もそれに倣うべきである。	P139	措置完了	保有している郵券について、できる限り早期に使い切るよう努めるとともに、原則として、郵便料金の改定に伴う差額分のみ購入することとした。 また、当面、使用見込	令和7年 5月	工業技術研究所 (本所)

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
	現在保有しているものについては、できるだけ早期に使い切ること検討するとともに、使用見込みがなければ、例えば、封筒に封印の上、金庫に保管するなどして、紛失の防止と毎月の残高確認の簡便化を図ることを検討すべきである。			みがない郵券については、封筒に封印の上、金庫に保管している。		
意見	<意見 107> 受託料算定の算定基礎の見直し 受託料収入の算定基礎と県収入証紙で徴収する機器使用料収入等の算定基礎との不整合には合理性がない。試験研究機関は、民間受託研究の受託料収入についても、基本的には利用者に人件費や減価償却費の負担を求めるように本庁の各所管課、その他関係部署と連携して、県の統一的な考え方を見直すべきである。	P140	措 置 対応中	受託料収入の算定基礎となる間接経費について、人件費や減価償却費を包括するものとして算定方法を見直し、令和8年度から研究所受託料算定基準を改定する。	令和8年 3月	工業技術 研究所 (全施設)
意見	<意見 108> 運用ルールの見直し 複数年度の契約書に金額を記載する場合には、債務負担行為の手続（財政協議、議会の承認）が必要となり、非常に手間がかかるが、契約書に金額の記載が無ければ、複数年度の契約でも会計上は問題ないことが確認された。 相手方から複数年度の契約を求められたときに共同研究の機会を逃す恐れがあるので、運用ルールを見直し、相手方から複数年度の契約を求められ、契約書に金額の記載を要しない場合には、例外的に複数年度契約も容認することを検討すべきである。	P141	措 置 対応中	現状では工業技術研究所の共同研究に係る内規により契約は単年度とされている。 複数年度に亘る共同研究契約を締結できるよう内規の改正を行う。	令和8年 3月	工業技術 研究所 (本所)
意見	<意見 109> 運用実態の確認と規定の見直し 間接経費の使途が事実上決まっているのであれば、形式的な書面協議は無意味である。 間接経費に関する運用実態を確認し、間接経費の使途や枠を予め包括的に定めるなどの規定の見直しと規定通りに運用されているかどうかの確認の徹底を図るべきである。	P143	措置 完了	運用実態を確認したところ、競争的研究資金を応募するごとに協議していたが、規定では都度協議を必須としているわけではない。 このため、現行規定のまま運用するとともに、電気料金やコピー用紙などの消耗品費に限り、毎年度初めの協議で承認された場合、次回以降は既に協議、承認済のものとして取り扱うこととし	令和7年 5月	工業技術 研究所 (本所)

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
				た。		
G 全体共通事項						
意見	<意見 124> 受託事務収入の算定基礎の見直し 現在の民間受託研究の受託料収入と県収入証紙で徴収する研究機器の使用料収入の算定基礎の考え方の不整合には、合理性がない。試験研究機関、本庁の各所管課、その他関係部署は、民間受託研究の受託料収入についても、基本的に利用者に人件費や減価償却費の負担を求めるよう、県の統一的な考え方を見直すべきである。 ただし、試験研究機関の事業費は年間約 40 億円、職員は約 400 人で、給与以外の賞与や法定福利費なども考慮すると、人件費は事業費の同額以上になると推察されることから、人件費や減価償却費をそのまま利用者に転嫁するとなると料金は 2 倍以上になってしまう。受託料の料金については、民間事業者等の負担能力や他の類似サービスの価格なども勘案して決定されるべきであり、今までの水準からの大きな変更は現実的ではない。あくまでも、利用者に人件費や減価償却費の一部を負担してもらうことで、利用機会の平等性と受益者負担の公平性を担保することになる。 また、県の財務処理上、試験研究関連の事業費や試験研究機関という会計単位に人件費や減価償却費が計上されていない状態で、試験研究機関が民間事業者等から受託料収入という形で人件費や減価償却費の戻しを受けることについて、その戻し分を試験研究機関から本庁に振り替える内部調整を検討する必要があるのかもしれない。これについては、あくまでも私見であるが、令和 5 年度の民間受託研究の受託料の実績規模に、若干の人件費や減価償却費が上乘せられる程度であれば、事務工数をかけてまで試験研究機関から本	P166	措 置 対応中	受託料収入の算定基礎となる間接経費について、人件費や減価償却費を包括するものとして算定方法を見直し、令和 8 年度から研究所受託料算定基準を改定する。	令和 8 年 3 月	経 済 産業部 経理課 ・ 農 業 戦略課 ・ 水 産 振興課 ・ 商 工 振興課 ・ くらし・ 環境部 経理課 ・ 環 境 政策課

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
	庁に振り替える内部調整は省略し、その分、試験研究機関のインセンティブにつながれば良いのではないかと考える。					
意見	<意見 125> 工業技術研究所／運用ルールの見直し 運用ルールを見直し、相手方から複数年度の契約を求められ、契約書に金額の記載を要しない場合には、例外的に複数年度契約も承認することを検討すべきである。	P169	措 置 対応中	現状では工業技術研究所の共同研究に係る内規により契約は単年度とされている。 工業技術研究所において、複数年度に亘る共同研究契約を締結できるよう内規の改正を行う。 産業イノベーション推進課においては、この件に関して各研究所と意見交換を実施し、契約書に金額の記載を要しない場合には複数年度契約も可能であることを研究所と共有済みである。	令和 8 年 3 月	工業技術 研究所 ・ 商 工 振興課 ・ 産業イ ノベー ション 推進課
意見	<意見 126> 指針の見直し 「静岡県経済産業部が所管する試験研究機関における個人向け競争的研究資金の取扱指針」（以下、「指針」とする）では、科研費は、研究課題毎に管理する口座を開設し、終了後は口座を解約することになっている。 しかし、研究所によっては、指針どおりに、研究課題毎に、管理する口座を作成して、終了後は解約しているケースと、終了した研究課題の口座を次年度以降に別の研究課題の口座にしていたり、1つの口座を複数の研究課題で使用しているケースも検出された。 そもそも、指針の規程については、以下の点で疑問がある。 ①金融機関の口座管理が厳格化され、複数の口座開設が無制限ではない。 ②銀行口座の開設・解約にも、手間やコストが掛かる。 ③科研費は、終了後の口座を翌年度に他の研究課題の口座にしても特段支障はないと思われる。 ④出納簿を作成すれば、1つの銀	P172	措置 完了	個人向け資金に係る普通預金口座の開設について、これまで、資金事業に係る研究別に普通預金口座を開設することとしていたが、今回の意見を受け、個人向け資金として申請の大部分を占める科研費では、複数の研究課題に係る直接経費を1つの口座で管理しても差し支えない、とされていることから、「資金事業に係る研究別に」という文言を削除し、1つの口座でも管理できるように改正した。 また、これまで、研究が終了した時点で普通預金口座を解約することとしていたが、上記の理由から継続使用を可能とし、解約の必要性がなくなったため、口座の解約に係る条文を全文削除した。 これらの改正は、令和	令和 7 年 3 月	産業イ ノベー ション 推進課

監査結果			措置の実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
	行口座で複数の研究課題を管理することは十分可能である。 ⑤日本学術振興会のF A Q（Q 4201）でも研究課題ごとに口座を作る必要はないとされている。 指針を所管する産業イノベーション推進課は、科研費に関する銀行口座の取扱いについて、指針を見直す必要がある。			7年3月27日付で各研究所へ通知済みである。		
G 全体共通事項						
意見	<意見 120> 現物確認方法の見直しと周知 全庁的に備品の現物確認がルール通りに実施されるように、用度課には、次のような対応を求めたい。 ㊦ 原則的方法である、毎年、全件確認の徹底を全庁的に周知する。 ㊩ 事後的に実施状況を確認できるように、実施記録の保存の徹底を全庁的に周知する。	P156	措置完了	令和7年6月に全庁的に周知した。今後も機会あるごとに周知していく。	令和7年6月	用度課
	㊦ 循環確認について、具体的な条件や方法を検討し、全庁的に周知する。	P156	措置対応中	包括外部監査人からの意見に沿った循環確認の方法の検討を進める。	令和8年3月	
意見	<意見 121> 遊休物品の管理方法の見直しと顕在化 遊休物品の整理が進むように、用度課には、次のような対応を求めたい。 ㊦ 遊休物品について、管理方法を検討し、全庁的に周知する。 ㊩ 遊休物品であることについて現物や物品台帳への表記の徹底を全庁的に周知する。	P157	措置対応中	㊦ ㊩ について包括外部監査人からの意見に沿った遊休物品の管理方法の検討を進める。	令和8年3月	用度課
意見	<意見 122> 用度課の検査手続の見直し 用度課による抽出物品の現物確認では、各所属における現物確認の実施状況や遊休物品の滞留状況を把握することは難しく、問題点を検出することはできない。 そのため、用度課が行う検査について、抽出による現物確認の実	P158	措置対応中	物品事務指導検査における現物確認について、包括外部監査人からの提案に沿った内容に見直すため、令和7年度の検査では、各所属の状況把握、原則全件の現物確認や実施記録の保存について呼びかけを行ってい	令和8年3月	用度課

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
	施より、所属における現物確認の実施状況の点検と、遊休物品の状況（管理状況、現物確認の際の遊休物品の抽出、物品台帳への記録等）の点検に重点を置くような見直しを提案する。 そのためには、各所属における現物確認の実施記録の保存や遊休物品の顕在化が必要になる。			る。 上欄に記載した循環確認や遊休物品に係る管理方法の検討を踏まえて物品事務指導検査も見直していく。		